

## 経済対策

### 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)(抜粋)

#### Ⅲ. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

##### 1. 防災・減災、国土強靱化の推進

(略)

来年度から令和7年度までの5年間において、時々の自然災害等の状況に即した機動的・弾力的な対応を行うこととし、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(仮称)」を取りまとめる。本対策は、激甚化する風水害や巨大地震等への対策、予防保全に向けた老朽化対策の加速、デジタル化等の推進に係る対策を柱とする。特に加速化・深化させるべき施策のために追加的に必要となる事業規模は15兆円程度を目指すこととし、初年度については、令和2年度第3次補正予算において措置する。

府省庁や自治体、官民の垣根を越えて、防災・減災、国土強靱化に一体的に取り組み、災害に屈しない国土づくりを進めることとし、府省庁・官民連携による「流域治水」の推進など自然災害に対し、人命・財産の被害を防止・最小化するための対策や、交通ネットワーク・ライフラインを維持し、経済・国民生活を支えるための対策を講ずるとともに、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け、インフラの老朽化対策を加速する。

(略)

・ 南海トラフ巨大地震や首都直下地震等を見据えた住宅・建築物、学校、漁港の耐震化、津波対策(文部科学省、農林水産省、国土交通省)

・ 病院、公共施設・学校施設・矯正施設等を含む防災拠点・避難施設や社会福祉施設等の耐災害性強化(法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

(略)

・ 河川・ダム、道路、鉄道、空港、港湾、ため池、農業水利施設、学校等の重要インフラに係る老朽化対策(文部科学省、農林水産省、国土交通省)

(略)